

## 一般財団法人宇治市霊園公社の解散について

### 1 設立経過

- 平成 4年7月 財団法人宇治市霊園公社設立（出資金50,000千円）  
天ヶ瀬墓地公園の管理運営を目的
- 18年4月 指定管理者として天ヶ瀬墓地公園、斎場を管理
- 25年4月 一般財団法人へ移行

### 2 今後について

現在の指定管理期間が今年度末で終了することに伴い、公募により次期指定管理者の選定を進めてまいりましたが、当該公社が令和2年度からの両施設の指定管理者として指定されなかったため、定款に定める主な目的である「宇治市天ヶ瀬墓地公園及び宇治市斎場の管理及び運営業務の円滑な推進を図り、墓園及び斎場の良好な環境保持に努める」ことが達成できないこととなり、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第202条（解散の事由）第1項第3号の規定に基づき解散することとなります。

以上のことから、去る2月5日に理事会、7日に評議員会が開催され、令和2年3月末をもって公社を解散することについて決議されました。

### 3 主な解散の手続き

令和元年度

- 2月5日・7日 ○理事会・評議員会（解散、残余財産の帰属等について決議）  
3月31日 ○一般財団法人宇治市霊園公社解散

令和2年度

- 4月 ○解散届（京都府）：解散後遅滞なく  
○解散・清算人登記（法務局）：解散後2週間以内

（清算事務）

秋頃

- 清算人による決算承認  
○市へ残余財産の帰属  
○清算終了登記（法務局）